



著作権Q & A

《もくじ》

- Q1 著作権法は何度か改正され、著作権の保護期間も変わってきていますが、旧法との関係はどのように考えればよいのですか。
- Q2 外国の著作物の保護期間はどうなりますか。また、戦時加算とはどのようなものですか。
- Q3 教員が生徒の作文などを添削(修正)することは、著作者人格権を侵害することになりますか。
- Q4 新聞や購入した本をコピーして職員会議の資料としたいが、著作権者の許諾を得る必要がありますか。
- Q5 「複製」はどのように定義されますか。子どもが描いたあまり似ていないマンガのキャラクターの絵も複製にあたりますか。
- Q6 私的に利用する場合は、無断で複製できることになっていますが、「家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」の意味を教えてください。
- Q7 図書館の利用者から、図書の一部をデジタルカメラで撮影したいとの申し出がありました。許可しても問題はないでしょうか。
- Q8 公共図書館のコピーサービスでは、利用者に複写申込書の記入をお願いしていますが、これは著作権法で義務づけられていますか。
- Q9 公共図書館におけるコピーサービスでは、著作物の一部分を複製して利用者に提供できることになっていますが、時刻表(最新号)の場合はどうなりますか。また、発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された著作物は、全部コピーできることになっていますが、「発行後相当期間を経過した」とはどのように解釈すればよいのですか。
- Q10 学校の授業で使用する場合は、著作権者の許諾を得ずに複製できることになっていますが、どのようなことに注意すればよいのでしょうか。
- Q11 テレビ番組を録画したDVDを学校図書館で保存し授業で活用したいのですが、著作権者の許諾が必要ですか。
- Q12 学校放送で、生徒が編集したCDの音楽を流しても問題ありませんか。
- Q13 学校のホームページで校歌を流したいのですが、著作権者の許諾が必要ですか。
- Q14 図書館で映画の著作物を貸し出す場合は著作権者に補償金を支払うことになっていますが、雑誌の付録CD-ROMは貸し出せませんか。
- Q15 他人の論文等を引用する際、こういったことに注意すべきですか。

Q1 著作権法は何度か改正され、著作権の保護期間も変わってきていますが、旧法との関係はどのように考えればよいのですか。

保護期間は多くの場合、法律の改正により延長されていますが、一部の著作物では起算点(公表後か死亡後かなど)の変更で保護期間が短くなってしまう場合もあります。このため、保護期間の改正にあたっては、①改正前に消滅(保護期間満了)している著作物の著作権は復活しない ②改正前の保護期間が長い場合はこの保護期間を適用する ことになっています。

たとえば、黒澤明監督(1998年死亡)の「羅生門」(1950年公表)は、旧法では著作者の死後38年保護されることになっていましたので、2036年12月31日まで保護されます。現行法における映画の著作物の保護期間は公表後70年まで(原則は、著作者の死後50年まで)ですから、②の場合にあたります。

Q2 外国の著作物の保護期間はどうなりますか。また、戦時加算とはどのようなものですか。

日本と条約関係(ベルヌ条約、万国著作権条約など)にある国の著作物は保護しなければなりません。我が国より保護期間が短い国の著作物はその国の保護期間だけ保護されます。また、保護期間が長い場合は日本の著作権法が適用されます。これを相互主義といいます。

戦時加算とは、第二次世界大戦前または大戦中の連合国側の著作物は、通常の保護期間に加え戦争期間(1941年12月8日またはその著作権を取得した日から平和条約が発効した日の前日まで)の実日数を加算することです。(アメリカ・イギリス・フランスなど1941.12.8~1952.4.27 3794日)

Q3 教員が生徒の作文などを添削(修正)することは、著作者人格権を侵害することになりますか。

著作物とは思想や感情を創作的に表現したもので、芸術性や専門性、学術性には関係ありません。また、著作者の年齢や職業にも関係ありませんので、生徒が書いた作文も著作物として保護されます。

著作者には人格権である同一性保持権がありますから、その意に反して著作物を改変することはできません。しかし、「著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変」(第20条2項4号)はできます。つまり、教育指導上必要な通常の添削(修正)は、同一性保持権を侵すことにはならないと考えられます。ただし、必要以上の改変は侵害行為にあたりますので、注意が必要です。

Q4 新聞や購入した本をコピーして職員会議の資料としたいが、著作権者の許諾を得る必要がありますか。

単なる事実を記述した記事を除き、新聞記事も著作物として保護されます。また、著作者には著作物を無断で複製されない権利（複製権）がありますので、購入した新聞や本であっても、コピーする際は著作者の許諾が必要です。しかし、すべての利用について許諾が必要とすると、文化の発展を阻害してしまうおそれもありますので、著作権法は「私的使用」（第30条1項）や「学校等の授業の過程での使用」（第35条1項）など、いくつかの要件を満たしている場合は無断で複製できると定めています。これを権利制限規定といいます。

職員会議は、私的使用や授業の過程ではなく、その他の無断で複製できる場合にあたりませんので、無断で複製することはできません。

Q5 「複製」はどのように定義されますか。子どもが描いたあまり似ていないマンガのキャラクターの絵も複製にあたりますか。

著作権法は、「印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に複製すること」を複製と定義しています。したがって、手書きやハードディスクへの蓄積も複製にあたります。また、多少の修正や変更がされていても、同一性が認められれば複製に該当します。

つまり、似ていなくてもある著作物を模倣したと認められる場合は、複製になります。ただし、偶然の一致（模倣ではない）は複製ではありません。

Q6 私的に利用する場合は、無断で複製できることになっていますが、「家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」の意味を教えてください。

著作権法は、次の条件を満たす場合、許諾なく複製できると定めています。

①個人的又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内で使用すること

※「これに準ずる…」とは、通常4、5人程度の家族のような親密かつ閉鎖的な関係を有することが必要とされています。

②使用する本人が複製すること

※親に頼まれた子どもが複製する場合のように、使用する本人の「手足」としてなされる複製行為も認められますが、業者に依頼するような複製は認められません。

③公衆の使用を目的に設置してある自動複製機器（当分の間文献複写用の機器は除く）を用いないこと

また、翻訳、編曲、変形、翻案して利用することもできますが、ホームページへの掲載は著作権者の公衆送信権を侵すことになり、無断ではできません。

Q7 図書館の利用者から、図書の一部をデジタルカメラで撮影したいとの申し出がありました。許可しても問題はないでしょうか。

デジタルカメラで撮影することも複製にあたりますが、この場合は第31条の「図書館等における複製」ではなく、第30条の「私的使用のための複製」に該当します。従って、著作権法上は特に問題のない行為と思われるかもしれませんが、著作権者の利益を不当に害する場合も想定されますので、安易に許可すべきではないと考えられます。

なお、デジタルカメラの館内持ち込みを認めるか認めないかは、図書館管理上の問題です。

Q8 公共図書館のコピーサービスでは、利用者に複写申込書の記入をお願いしていますが、これは著作権法で義務づけられていますか。

著作権法は、政令で定める図書館等（小・中・高の学校図書館は対象外）は、次の要件を満たす場合は、利用者の求めに応じて著作物の一部分をコピーして提供できると定めています（第31条）。

- ①営利を目的としないこと（実費の徴収は可）
- ②複製主体が図書館であること
- ③図書館の資料であること（利用者の持ち込み資料、ホームページは対象外）
- ④利用者の調査研究目的であること
- ⑤一人につき一部の提供であること

公立図書館等の複写申込書は、これらの要件を満たしているかどうかを確認するためのものと考えられますが、著作権法で様式が定められているわけではありません。

Q9 公共図書館におけるコピーサービスでは、著作物の一部分を複製して利用者に提供できることになっていますが、時刻表(最新号)の場合はどうなりますか。また、発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された著作物は、全部をコピーできることになっていますが、「発行後相当期間を経過した」とはどのように解釈すればよいのですか。

公共図書館や大学図書館などでは、利用者の求めに応じて著作物の一部分をコピーして提供することができます。そして、「一部分」とは著作物の「少なくとも半分を超えない範囲」です。例示すると、百科事典は1項目の半分以下、時刻表・職業別電話帳は1冊の半分以下（時刻表は著作物ではないという見解もあります）、画集・写真集は1作品の半分以下とされています。

また、「発行後相当期間を経過」とは、通常の販売経路では入手できない状態になることを指しますので、次号(最新号)が発行された時と解されています。

Q10 学校の授業で使用する場合は、著作権者の許諾を得ずに複製できることになっていますが、どのようなことに注意すればよいのでしょうか。

学校の授業で使用する場合は、次の要件を満たせば、許諾を得ずに複製して使用することができます(第35条)。

- ① 公表された著作物であること
- ② 営利を目的としない学校その他の教育機関が行う授業であること
※各種学校、保育所、公民館等の社会教育施設も含まれます。
- ③ 授業の過程における使用であること
※文化祭や運動会などの学校行事、部活動などの課外指導も含まれます。
- ④ 複製の主体は教育を担当する者及び授業を受ける者であること
- ⑤ 必要と認められる限度であること
※授業で必要な範囲を超える複製は認められません。
- ⑥ 著作権者の権利を不当に害することがないこと
※生徒への販売を想定している問題集や本1冊丸ごとの複製はできません。必要部数を超えた複製も「権利を不当に害する」場合に当たります。

また、翻訳・編曲・変形・翻案して利用することもできます(第43条)が、著作権者の意図に反する改変は、著作権者人格権を侵害する行為になりますので注意してください。

Q11 テレビ番組を録画したDVDを学校図書館で保存し授業で活用したいのですが、著作権者の許諾が必要ですか。

許諾が必要です。

テレビ番組を録画し学校の授業で使用することは無断でできますが、学校図書館であってもビデオライブラリー化することは「必要と認められる限度」を超え、目的外使用になります。

Q12 学校放送で、生徒が編集したCDの音楽を流しても問題ありませんか。

非営利・無料・無報酬の場合は、著作権者の許諾を得ずに上演や演奏、上映、口述することができます(第38条1項)。学校放送のように同一構内における有線の送信は「演奏」にあたりますので、市販の音楽CDを放送することには問題がありません。

しかし、CDから曲を選び編集する行為は複製にあたり、第38条は演奏や上演などを認める規定であって複製までは認めていません。「学校の授業」や「私的な使用」のための複製は無許諾でできますが、学校放送はどちらにもあたらないので、生徒が編集したCDを放送するには著作権者の許諾が必要です。

Q13 学校のホームページで校歌を流したいのですが、著作権者の許諾が必要ですか。

著作者には、無断で公衆に送信されない権利(公衆送信権)があります。非営利・無料・無報酬の演奏は無断でできますが、公衆送信までは認められていません。従って、ホームページで校歌を流すには著作者の許諾が必要になります。

まずは、校歌の作曲家や作詞家と学校との取り決め(契約)がどのようになっているかを調べる必要があります。すべての権利が学校に譲渡されているか、保護期間が過ぎていれば問題ありません。はっきりしない場合は、著作権者の許諾を得たほうが良いと思います。

また、実演家やレコード製作者の権利にも注意してください。

Q14 図書館で映画の著作物を貸し出す場合は著作権者に補償金を支払うことになっていますが、雑誌の付録CD-ROMは貸し出せませんか。

著作者には著作物を無断で公衆に貸与されない権利がありますが、非営利・無料であれば、公表された著作物(映画の著作物を除く)を貸与することができます(第38条4項)。

しかし、映画の著作物については次のような条件があります(第38条5項)。

①政令で定められた視聴覚教育施設や公共図書館であること

※大学図書館は対象外です。

②営利を目的としない施設であること

③公表された著作物であること

④貸与を受ける者から料金等を受けないこと

⑤著作権者に補償金を支払うこと

※公立図書館では、補償金込みのDVDを購入し貸し出しています。

従って、付録のCD-ROMに映画の著作物が含まれていれば、図書や雑誌と同じような貸し出しはできないことになります。

Q15 他人の論文等を引用する際、どういったことに注意すべきですか。

公表された著作物は、公正な慣行に合致し、かつ正当な範囲内であれば引用して利用できます(第32条1項)。ただし、出所の明示が必要です。

「公正な慣行に合致」とは、引用部分が明確であること、引用の必然性があることなど社会通念上妥当と認められることをいいます。また、「正当な範囲内」と言い得るには、自らの著作物が「主」で他人の著作物が「従」であることが必要です。

なお、翻訳して引用することもできます。翻案(要約)しての引用は条文上では認められていませんが、これを認めた地裁判決があります(この判決については、反対意見もあります)。